

(核燃料サイクル工学研究所) 原子力事業者防災業務計画の修正について (要旨)

1. 目的

原子力災害対策特別措置法(平成12年6月16日施行)第7条第1項に基づき、東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適性化を図る。

原子力災害対策指針、原子力災害対策特別措置法施行令、原子力対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則、原子力対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の改正に伴い、以下の改正を行った。

2. 修正した日

平成25年12月20日

3. 主な修正内容

(1) 原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正に伴う修正

- ①原災法第10条に基づく通報の判断に用いる放射線量の検出方法の変更
(継続時間等に関わらず、放射線量が基準を超えた場合は直ちに通報する、等)
- ②原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準とする放射線量の変更
(「1時間当たり500マイクロシーベルト」から「1時間当たり5マイクロシーベルト」に変更する、等)

(2) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に伴う修正

- ①排気筒、排水口等における、原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量について変更 (従来の100分の1とする、等)

(3) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部改正に伴う修正

- ①原子力事業者防災業務計画に定めるべき事項として、「施設に異常が発生した場合等(特定事象及び原子力緊急事態が発生した場合を除く。)の、原子力規制委員会との連携に係る措置」を追加
- ②通常の通報手続き(ファクシミリによる一斉送信)が行えない場合の通報手続きについて新たに規定

(4) 様式

- ・放射線測定設備現況届出書、原子力防災資機材現況届出書の修正

以 上